



# 島根県報

平成26年8月8日（金）

第2,621号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

青少年に販売等してはならない図書類	（青少年家庭課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農村整備課）	2
土地改良区の定款変更の認可	（ 〃 ）	3
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見の概要	（中小企業課）	3
地籍調査の成果の認証	（用地対策課）	7
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	7
建築士法の規定による指定試験機関の住所及び二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地の変更の届出	（建築住宅課）	8

### 【公 告】

開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	8
---------------	---------	---

### 【特定調達公告】

総合人事システム開発・運用保守業務に係る随意契約の相手方等	（人 事 課）	9
「マップo nしまね」（島根県統合型GIS）導入・運用業務に係る一般競争入札の落札者等	（用地対策課）	9

**告 示****島根県告示第457号**

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第6条第1項の規定により、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定するので、同条例第27条の規定により告示する。

平成26年8月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定番号	種類	図 書 名 称	発行・出版社名	指定の理由
16019	雑誌	禁断L o v e r s m a x	ぶんか社	青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
16020	雑誌	恋愛宣言P I N K Y	株式会社 秋水社	
16021	雑誌	m i n i B e r r y	株式会社 秋水社	
16022	雑誌	H - T Y P E 特別編集「姫」	(株)オークス	
16023	雑誌	ソフト・オン・デマンドDVD	ソフト・オン・デマンド株式会社	

**島根県告示第458号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年8月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 益田市土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

## 理事

- 山本 浩章 益田市高津四丁目13番5号  
 橋本 正嗣 鹿足郡津和野町瀧元407番地  
 三浦 満 益田市有田町938番地2  
 大石 康人 益田市美都町都茂1159番地12  
 渡辺 隆 益田市匹見町紙祖イ1069番地  
 有福 良一 益田市飯田町940番地  
 福原 宗男 益田市遠田町1127番地  
 小川 元昭 益田市美都町山本イ210番地  
 寺戸 倉雄 益田市匹見町澄川イ789番1  
 林 卓雄 益田市上黒谷町488番地  
 田中 重雄 益田市久城町599番地  
 千振 徹朗 益田市金山町イ350番地1  
 渡邊 哲朗 益田市赤雁町ロ545番地  
 岡崎 茂匡 益田市戸田町イ477番地2  
 村上 量彦 益田市隅村町382番地2  
 坂本 豊 益田市長沢町イ173番地1  
 篠原 栄次 益田市横田町206番地

岡崎 正照 益田市川登町1210番地 1

監事

中村 薫 益田市昭和町 1 番13号

大谷 良樹 益田市匹見町紙祖イ13番地 4

堀江 勝幸 益田市高津六丁目 2 番11号

2 就任年月日

平成26年 6 月25日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

山本 浩章 益田市高津四丁目13番 5 号

橋本 正嗣 鹿足郡津和野町瀧元407番地

三浦 満 益田市有田町938番地 2

大石 康人 益田市美都町都茂1159番地12

佐伯 敏夫 益田市匹見町澄川イ435番地 1

渋谷 健児 益田市飯田町964番地

福原 宗男 益田市遠田町1127番地

小川 元昭 益田市美都町山本イ210番地

俵 喜朗 益田市匹見町石谷イ290番の 1 地

林 利彦 益田市桂平町1092番地

田中 重雄 益田市久城町599番地

千振 徹朗 益田市金山町イ350番地 1

伏谷 正明 益田市赤雁町口513番地

岡崎 茂匡 益田市戸田町イ477番地 2

村上 量彦 益田市隅村町382番地 2

坂本 豊 益市長沢町イ173番地 1

渡辺 隆 益田市安富町388番地

岡崎 正照 益田市川登町1210番地 1

監事

中村 薫 益田市昭和町 1 番13号

山根 守男 益田市美都町山本イ318番地

堀江 勝幸 益田市高津六丁目 2 番11号

---

島根県告示第459号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平田中央土地改良区の定款変更を平成26年7月30日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年 8 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

---

島根県告示第460号

平成26年島根県告示第352号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）

---

第8条第2項の規定により意見が提出されたので、同条第3項の規定により、その概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成26年8月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ディオ松江南店 島根県松江市上乃木九丁目3252-3外

2 意見を述べる者の氏名及び住所

永砂自治会 会長 中林 秀雄 島根県松江市上乃木9-12-40

3 意見の概要 (17件)

(1) 1件目

ア 意見の内容

ディオ松江南店の24時間営業について。

ディオ松江南店の駐車場は上乃木九丁目の住宅地の中にあり、夜間営業が行われれば車両の出入、駐車、発進等の騒音、また排気ガスによる空気の汚染が生じ、住宅地としての生活環境が著しく悪化し生活が出来なくなります。よって夜間8時以後の営業は行わないよう求めます。

イ 意見を述べる理由

私共は早寝早起きを生活のリズムとしてきました。また家内は睡眠障害にて治療中であります。住宅地としての生活環境を維持していただくため夜間の営業は容認できません。

(2) 2件目

ア 意見の内容

24時間営業はしないでいただきたい。午後8時閉店を希望します。

商品受入れ、商品点検準備、計算、駐車場点検等は閉店の上で行ってください。その時は駐車場は一部にし、関係のない者の駐車は禁止してください。夜中じゅう騒音が起こっているという事のないようにお願いします。大売出しの時は警備員をつけてください。

イ 意見を述べる理由

我家は通路を挟んで隣になります。境界へ180センチメートルのフェンスを建てると提案がありましたが、「せっかく陽が当たって花が咲くのに、それはいらぬ」と返答しました。

沢山の車が来ますので、交通事故が起きます。私の出入りも、運転手は気にせず、空車場を目で探されます。

見通しの悪くなるフェンスは無いがよい。寝ようとしても寝付けない照明・騒音困る。

(3) 3件目

ア 意見の内容

24時間（特に深夜）営業の反対について

近隣住民の生活環境の保持（騒音、照明等による夜間・就寝時の生活環境の悪化）

イ 意見を述べる理由

企業としての収益は大切だと思いますが、やはり人あつての企業であり、人権を第一に考えて頂きたい。

前の店舗があった時も年に何回か夜12時まで営業された事もありましたが、1～2日の間でも騒音・照明が気になりましたが、これから毎日同じ思いをする事を考えると気が重い。

(4) 4件目

ア 意見の内容

(7) 営業時間について

(1) 道路の渋滞対策

この2つ徹底的にしてほしいです

- イ 意見を述べる理由
- (7) 24時間となりますと照明・治安。夜も安眠出来ず、病気になります。代表者はどの地区におられるやら？せめて人が寝る時間帯は静かに寝かしてください。AM5時～PM10時30分までの営業で儲けてください。
- (イ) 家に帰るのに渋滞して入るのに困るのでその対策をしてほしい。
- (5) 5件目
- ア 意見の内容
- 営業時間は夜12時には終わり、早朝からの営業にしてほしいです。
- イ 意見を述べる理由
- ご近所の方の迷惑になると思います。
- (6) 6件目
- ア 意見の内容
- 営業時間を検討してほしい。開店AM5:00、閉店PM10:00
- イ 意見を述べる理由
- 近くに公園がある為、24時間では治安が悪くなる為。
- (7) 7件目
- ア 意見の内容
- 静かで安全な住宅地がどのように変化するのか非常に心配
- イ 意見を述べる理由
- 夜間の照明・騒音・道路渋滞・治安への配慮
- (8) 8件目
- ア 意見の内容
- 営業時間を短縮してほしい
- イ 意見を述べる理由
- 24時間営業だと騒音・照明も気になるが、治安が悪くならないか心配。
- (9) 9件目
- 意見の内容
- 深夜営業については反対致します。環境悪化の原因となります。市の説明に依ると当初閑静な住宅地という事でした。
- (10) 10件目
- ア 意見の内容
- 深夜営業に伴う治安悪化が非常に懸念される。それに対する対応策を明示されたし（リスクマネジメントの提示）。
- 適切な対応がなされない場合は、出店を断固反対。
- イ 意見を述べる理由
- 日々の生活の不安材料となるから。
- (11) 11件目
- ア 意見の内容
- (7) 騒音対策
- (イ) 営業時間・夜間の配慮、警備対策
- (ウ) 道路の渋滞
- イ 意見を述べる理由
- 24時間営業になると夜間騒音で（車・バイクなど）困る。不審人物やたまり場状態になりやすい。夜間の治安

がとても心配です。

(12) 12件目

ア 意見の内容

(7) 先般、開催された公聴会の事前の周知方法について

(4) すでに工事は進行中で、今月（7月）下旬にはオープンの手配とありますが、この時点で意見を提出して、はたして計画の修正を求めることが可能でしょうか。

(6) オープン以降について

イ 意見を述べる理由

(7) なぜ、開催のお知らせを新聞折込チラシに混入するという方法を講じたのか。周辺地域の自治会（長）に相談し、各戸に配付する方法をとらなかったのか、疑問を呈します。

(4) 環境省の「環境アセスメント」によると、計画の段階で広く住民の意見を聴取し計画を決定するというのが本来の型であり、このたびの手順に異を唱えます。

(7) かくなる上は、地域の諸環境の現況の追跡調査をし、環境影響を再評価し、是正措置を講じていただきたい。

(13) 13件目

ア 意見の内容

(7) エアコン室外機の騒音について防音壁が設置されたが効果あるのか心配である。

(4) 貴店舗周辺の交通整理について、来客多数時の際の車の誘導（過去にトラブル発生あり）警備員の配置

(6) 現在南側より低周波音が発生している。身体に響くようで頭痛が起きることもあり

(5) 住宅地域なので音、熱、臭いに特に注意をしてください

(6) 住宅地なので夜間の商品納入はおことわり

(6) 深夜の営業について、私は安住の地を求めてここに住んでいます。静かな住宅地であることを念頭に営業してください

イ 意見を述べる理由

環境の保持

(14) 14件目

ア 意見の内容

(7) 道路の渋滞の対応をお願いしたい

(4) 24時間営業と聞いているが、騒音・治安（若者の深夜徘徊、たむろする等）の対応について、どのような対策を考えておられるか、お聞きしたい。

イ 意見を述べる理由

年末、年始等混雑時～警備員の配置

土・日の出入り、セール時の出入り、非常に迷惑した（前の店舗）

(15) 15件目

ア 意見の内容

近隣宅地への迷惑行為

イ 意見を述べる理由

(7) 個人宅敷地内に、空缶等ゴミの不法投棄

(4) 深夜早朝に、ディオ駐車場内での車のアイドリングや「たむろ行為」等による騒音発生

(7) 駐車場内通り抜け等による交通事故発生の危険性

(16) 16件目

ア 意見の内容

24時間営業の反対について

## イ 意見を述べる理由

夜中じゅう駐車場内利用は騒音がおこり睡眠の妨げになります。子供もいますので、生活環境を整えてやりたいと考えます。

治安の悪化も心配です。駐車場で若い人がたむろしたりなど。

## (17) 17件目

## ア 意見の内容

(7) 24時間営業の見直し

(4) 騒音による生活環境への悪影響

(6) 駐車場周辺道路の交通渋滞対策

## イ 意見を述べる理由

(7) 住宅地域内に24時間営業の店舗が出来ることにより、住民の静かな生活環境が乱されます。深夜の営業は取り止めるよう強く要望します。少なくとも9時～21時の範囲内の営業にしてください。

(4) 商品搬入の大型トラック等や店舗利用者の車の駐車場への出入による騒音が近隣住民の生活へ悪影響がないような徹底した対策を強く求めます。

(6) 特売セール時等の駐車場周辺道路の交通渋滞に対しては誘導員、警備員等の配置の配慮を要望します。

## 4 縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課（松江市末次町86番地）

## 5 縦覧期間

告示の日から1月間

## 島根県告示第461号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年 8 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
出雲市	平成24年度～26年度	29枚	1冊	小津②	平成26年 7 月 30 日
鹿足郡吉賀町	平成24年度～25年度	34枚	1冊	樋口	平成26年 7 月 30 日
松江市	平成20年度～26年度	20枚	1冊	東津田⑨	平成26年 7 月 30 日
安来市	平成24年度～25年度	16枚	1冊	安来1	平成26年 7 月 30 日

## 島根県告示第462号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年 8 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 区域の名称

荒尾

## 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から23号までを順次に結んだ線及び標柱1号と23号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町港町城山4番3	1号から9号まで、20号及び21号
〃 港町城山4番4	10号
〃 港町大津ノ二10番1	11号から13号
〃 港町大津ノ二10番8	14号
〃 下西荒尾531番1北側道路敷	15号及び16号
〃 下西荒尾531番7	17号
〃 下西荒尾531番3北側道路敷	18号
〃 港町城山4番5	19号
〃 港町城山4番6	22号
〃 港町城山4番9	23号

#### 島根県告示第463号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により、都道府県指定試験機関の住所並びに二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第15条の6第3項において準用する同法第10条の6第3項の規定により告示する。

平成26年8月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 指定試験機関の名称

公益財団法人建築技術教育普及センター

#### 2 変更後の指定試験機関の住所

東京都千代田区紀尾井町3番6号

#### 3 変更後の二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地

東京都千代田区紀尾井町3番6号

#### 4 変更の年月日

平成26年8月18日

**公**

**告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年8月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 開発区域

安来市飯島町字中島650番1の一部、675番1、676番5の一部、677番4、678番4、679番2、681番2の一部、682番2、683番2、684番2、685番2、686番4の一部、700番1の一部、700番3の一部

面積 13,933.91平方メートル

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町917番地10

株式会社日立物流 西日本営業本部 執行役常務本部長 飯田 邦夫

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年8月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 役務の名称及び数量

総合人事システム開発・運用保守業務 一式

## 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部人事課 島根県松江市殿町1番地

## 3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年6月24日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ハイエレコン 代表取締役社長 仲田 淳嗣 広島県広島市西区草津新町一丁目21番35号

## 5 随意契約に係る契約金額

303,130,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年8月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 落札に係る役務の名称及び数量

「マップo nしまね」（島根県統合型GIS）導入・運用業務 一式

## 2 契約に関する事項を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部用地対策課 島根県松江市殿町1番地

## 3 落札者を決定した日

平成26年7月10日

## 4 落札者の氏名及び住所

株式会社パスコ島根営業所 所長 坂本 大介 島根県松江市北陵町34番地

## 5 落札金額

54,540,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成26年5月30日